

本庄市営繕工事情報共有システム試行要領

令和7年2月25日

市長決裁

(目的)

第1条 本要領は、本庄市が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、本庄市営繕工事情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）を試行するに当たり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 営繕工事

本要領における営繕工事とは、「埼玉県建築工事積算基準」及び「埼玉県建築工事共通費積算基準」を準用して積算し、「本庄市建設工事監督要綱」を適用した工事をいう。

(2) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(3) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(4) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。なお、検査職員及び工事主管課の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(5) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、工事施工中に必要となる書類全般をいう。具体的には、本庄市建設工事監督要綱第15条で規定する書類及びその添付資料とし、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要なもののことをいう。

なお、情報共有システムによる書類等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した書類等は「署名・押印」がなくても有効とする。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては書類等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「署名・押印」と同等の記録が各書類に記録されている必要

がある。

(6) LGWAN-ASP

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASPをいう。

(7) 遠隔臨場

本要領における遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」、「協議等」及び「検査」を行うことをいう。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 対象は、原則、発注者が指定する工事、又は受注者が希望する工事とする。

2 発注者は、工事を公告又は通知するに当たり、「本庄市営繕工事情報共有システムに係る特記仕様書」を添付する。また、発注者が指定する工事を公告するに当たっては、記載例を参考に入札公告に情報共有システム活用の対象であることについて明示する。

3 発注者は、発注者が指定する工事において、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ、対象外とすることができる。

4 発注者は、受注者が希望する工事において、受注者から試行について契約後希望があり、契約後受発注者間の協議が整った場合のみ、情報共有システムの活用を認めるものとする。

（対象とする工事帳票）

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表（営繕工事）」を参考に受発注者間の協議により決定するものとする。

2 工事現場協議書については、「工事打合せ簿」等に兼ねることができるものとする。

（対象とする工事帳票の回議・承諾）

第5条 対象とする工事帳票の回議・承諾は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

2 情報共有システムは、最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用する。

（検査）

第6条 情報共有システムで処理した工事帳票等は、電子データを利用した検査

(電子検査)を原則とするが、実施に当たっては、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表(営繕工事)」を参考に受発注者間の協議により決定するものとする。

2 検査に当たっては、「埼玉県建設工事遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査を活用することができる。

(検査後の工事帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態にしておくものとする。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 「LGWAN-ASP」の使用を原則とするもの

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの(国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件 2019営繕工事編 対応状況一覧表」参照)

(3) 第4条で定めた工事帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及び埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの(対象様式は、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。)

(4) LandXML、IFC、SFC形式を表示する機能を有するもの(変換表示可)

(5) 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの

(6) 情報共有システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。なお、本協議に基づいて情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムを用いて報告すること。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積上げ計上することとする。受注者が希望する工事において情報共有システムの活用を認めた工事は、共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

(遠隔臨場)

第10条 遠隔臨場の対象工事は、当面、受注者が希望する工事とし、情報共有

システム等を活用して遠隔臨場を行うことを原則とする。なお、遠隔臨場の内容及び方法については、受発注者で協議し、定めるものとする。

2 遠隔臨場の利用に係る経費は、受発注者で協議し、定めるものとする。

(セキュリティ関係)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理の徹底、ウィルス対策の徹底、個人情報等機密情報の管理徹底、工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）等、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守すること。

(その他)

第12条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めるものとする。

2 各工事主管課は、工事の内容や規模、地域用件等を勘案し、本要領によらず情報共有システムの適用範囲及び用件等について、別途定めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

2 この要領の適用日以前に公告又は通知を行った工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(参考) 公告文の記載例【情報共有システムの対象として発注者が指定する工事】

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 () その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現する情報共有システムを活用する工事である。